



所 管	商工観光部商工課		
担 当	大嶋 英哉	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 391)

報 道 機 関 各 位

## 恵那市小規模企業者エネルギー関連経費高騰対策 支援金について

原油価格等の高騰により影響を受け、国及び県の原油価格等高騰に対する支援に該当しない市内の小規模企業者に対し、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油の経費（以下「エネルギー関連経費」という。）の負担軽減と小規模企業者の事業継続支援を目的とした支援金を給付するので、お知らせします。

### 記

#### 1. 支援金の内容

##### (1) 対象事業者

対象事業者は、下記の全ての条件に当てはまる事業者とする。

- ① 恵那市内で以下の事業を営む小規模企業者であること。
  - ・ 製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他の業種で常時使用する従業員が20人以下の事業者
  - ・ 卸売業、サービス業、小売業で常時使用する従業員が5人以下の事業者
- ② 令和4年10月から令和5年2月の対象期間で、エネルギー関連経費のいずれか一月の合計額が5万円以上の事業者
- ③ 令和4年10月から令和5年2月の対象期間で、エネルギー関連経費のいずれか一月の合計額が、前年同月と比較し1%以上増加している事業者
- ④ 対象期間内において、対象のエネルギー関連経費における国又は県の支援金の対象事業者でないこと。
- ⑤ 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを掲示するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を実施していること。



市公式キャラクター  
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和4年12月14日

(2) 給付額

対象期間内において、エネルギー関連経費のいずれか一月の合計額が前年同月と比較して、増加した額の2分の1以内(上限額10万円)を支給する。ただし、千円未満は切り捨てる。

※支援金は、1事業者1回限りの交付とする。

(3) 申請受付期間

令和5年1月16日(月曜日)から令和5年3月17日(金曜日)まで

※ただし、予算枠の上限に達するまで